

○湯河原町真鶴町衛生組合臨時的任用職員の給与に関する条例

平成26年3月17日

条例第4号

改正 令和2年3月23日条例第1号

令和5年11月30日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、湯河原町真鶴町衛生組合臨時的任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「臨時的任用職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員をいう。

(給与)

第3条 この条例において「臨時的任用職員の給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 臨時的任用職員の給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、臨時的任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 臨時的任用職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金及び貸付償還金並びに公立学校共済組合の貸付償還金

(2) 臨時的任用職員が定期に支払う生命保険等の団体保険料

(3) 臨時的任用職員の福利厚生のための同好会等の会費

(給料等)

第4条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、臨時的任用職員について準用する。

(手当等)

第5条 給与条例第6条から第9条まで、第10条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第11条から第16条の2までの規定は、臨時的任用職員について準用する。

(規則への委任)

第6条 前各条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和2年3月23日条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日条例第5号) 抄  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条(別表第1の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。